

商事判例研究

九州大学産業法研究会

国友，順市

<https://doi.org/10.15017/1711>

出版情報：法政研究. 42 (4), pp.104-111, 1976-03-01. 九州大学法政学会
バージョン：
権利関係：

判例研究

商事判例研究

九州大学産業法研究会

一 株式会社の代表者の権限濫用行為により相手方が損害を蒙っても相手方が右権限濫用の事実を知り又は知らないことにつき重過失があるときは法人は不法行為責任を負わない。

二 右の場合他の取締役、監査役も商法二六六条ノ三による責任を負わない。

東京地裁昭和四九年四月一日判決(昭和四六年(ワ)第三九九九号、九三三号、融資金返還請求、損害賠償請求、併合事件)判例時報七五八号七四頁

〔事実〕Y₂は、Y₁株式会社(以下、Y₁会社という)の代表取締役であったが、昭和四五年四月一日、Y₁会社本店において返済期日を同年七月一日と約して金八三〇万円の借入(以下、本件融資金という)の申込みをXになした。その際、Y₂は、Y₁会社が、昭和四五年三月一日から大阪府で開催が予定されていた万国博覧会(以下、万国博という)会場において運営するレストランの設備・造作等の準備のために臨時に至急の資金が必

要である旨の説明をなしたので、Xは、本件融資金は、Y₁会社が業務の執行のために借り受けるものと誤信し本件融資金を貸付ける契約(以下、本件消費貸借契約という)をなしている。そこで、Y₂は、振出人をY₂、受取人を訴外A、金額を本件融資金額、満期を本件融資金の返済期日とする約束手形を振出し、訴外Aの裏書を受けた上でXに交付し、Xは手形受領後、手形金額相当額をY₂に交付している。

問題となったのは、本件消費貸借契約の主体が、Y₁会社なのか、それとも、Y₂個人なのかということである。この点につき、Y₂は、自己振出の手形を交付しているので、その原因関係たる本件消費貸借契約も個人として締結したと見られないこともないが、これが、Y₁会社の本店において締結され、また、その際、すでに述べたように、Y₂はXに対し、Y₁会社の業務のために使用する旨の説明をなしていること等、客観的、外形的にみれば、Y₂は、個人名義の手形を振出しているとしてもY₁会社の代表取締役の立場で本件消費貸借契約を締結したと判断される。

これに対して、Y₁会社は、代表取締役は金融関係につき専権をもたず、かつて業務のためにY₂個人名義の融資はなく、また、それを使用した事実もなかった上に、昭和四四年から四五年にわたり訴外AがY₂個人のもとに出入し、数回にわたり現金・小切手および約束手形等を持参していたが、それは正式にY₁会社の経理課を経てないこと、さらに、Y₁会社の金員をY₂個人

の銀行口座に預金したこともなかったこと等主張した。

つぎに、 Y_2 が、本件融資金の申込みに際して X に対して説明したところの万国博レストランの準備に使用する旨の件については、 Y_1 会社はつぎのように抗弁している。すなわち、確かに昭和四五年三月三十一日に開催された Y_1 会社の第二六五回取締役会において、レストランチェーンの検討の意見を陳述したが、それは、 Y_2 個人の意見の披瀝に終り、右取締役会では、店舗の系列、料理の標準化等のいわゆる「食堂展開」の議が目的であり、 Y_2 個人のレストランチェーン計画は不採用となり、その旨部長会にも報告がなされている。また、 Y_1 会社は、万国博のレストランには特別の予算を組み、企画・運営を進めており代表取締役の介入（判旨の「理由」では、介入となつてはいるが、これは融資の斡旋の意であろう）の必要はなかった、と。

しかし、 Y_2 は、 X に対して、昭和四六年三月三〇日に本件融資金がレストランチェーンの検討を含む Y_1 会社の業務のために使用した旨を記載した証明書を交付している。また、 Y_2 が X から貸付けを受ける際に、万国博レストランの準備に使用する旨を述べたことについては、 $X \cdot Y_2$ 間以外では争いが無い。

また、 Y_1 会社は、昭和四五年三月三十一日、訴外農林中央金庫から二億五千万円の借入をしているが、これは、昭和四五年の当初計画に基づくものであって、 Y_1 会社が財政逼迫にあるものではない。したがって、本件消費貸借契約においても Y_1 会社の財政が逼迫していることにより業務に使用するために行なわれ

たものと推定することはできない。また、 Y_2 は、約束手形を個人名義で振出した理由として、 Y_1 会社は、砂糖・小麦粉の購入代金以外には手形を振出さない旨の説明をなしているが、 Y_1 会社は、目的、金額を問わず必要により約束手形を振出しているため、 Y_2 の上記説明は虚偽である。

以上の事実により Y_2 は、融資金の用途につき虚偽の説明を X になしていたものと推定される。

ところで、 X は、昭和四五年の一月上旬から二月上旬にかけて三回にわたり計二一三五万円を、 Y_1 会社の業務の執行のために使用する旨の Y_2 の説明を信じて Y_2 に貸付けている。しかし、 X は、右貸付金の交付の際において、また、本件融資金の交付の際においても、弁済期に至るまでの利息を天引していた。しかも、 X は、ある程度継続的に高利の金融を行なっていたものであると認められる。 X は、 Y_2 が個人名義で振出し、手形上の責任を負わせる目的で訴外 A を受取人とし、訴外 A から裏書譲渡を受けた形式の約束手形の交付を受けているにもかかわらず、借主となるべき Y_1 会社振出の手形はもちろん、借用証の交付も全く受けていない。さらに、業界でも著名な Y_1 会社が取引のない個人から数度にわたる極めて高利な借金を重ねることは緊急の必要性その他特段の事情のない限り考えられないが、本件融資は、 Y_2 によれば Y_1 会社が万国博レストランの準備に使用するために必要であるとの説明がなされているが、しかし、 Y_1 会社には、前述したように、万国博レストランの準備のために

既に、訴外農林中央金庫から借入がなされており、したがって、Y₁会社にとっては、緊急の必要性はなかったものである。また、Y₂が、Xに説明したという、Y₁会社が会社名義の手形を振出すことができない旨の前記理由も極めて不自然である。

Xも訴外B会社の代表取締役であり、金融も手がけていたという経歴からしても、本件消費貸借契約締結の相手方がY₁会社であると信じたというが、これにつき当然に疑問を抱くべきであったと思われる。さらに、本件消費貸借契約が不履行となるや、裏書人である訴外Aの財産を仮差押する処置に出ているにもかかわらず、Y₁会社に対しては何等その種の債権保全手続をとってはいない。これによっても、Xは、Y₂がY₁会社の代表取締役であるという権限を濫用し、自己のため、これを利用していたものと感づいていたのではないかと推定される。

しかしながら、つぎに、Y₁会社のY₃はか一〇名の取締役および監査役は、いずれも、Y₂が従来からY₁会社の業務執行の目的と称して個人名義での約束手形を振出して融資を受けていたことを黙認していたもので、Y₂が代表取締役の地位を濫用していたことを監視する義務を怠っていたという事実がある。その結果、Xは、Y₁会社に貸付けるものと誤信して本件融資金をY₂に交付し、本件融資金相当の損害を蒙ったものである。

よって、Xは、Y₁会社に対し、主位的には消費貸借契約に基づく本件融資金の返還、予備的には代表取締役の不法行為に基づく損害賠償を、また、Y₂に対し不法行為もしくは商法二六六

条ノ三に基づく損害賠償を、さらにY₃はか一〇名の取締役および監査役に対しては、商法二八〇条、同二六六条ノ三に基づく損害賠償を請求したのが本件である。

〔判旨〕一部認容、一部棄却

一 Y₁会社の責任については、「法人の代表者がその権限を濫用して相手方と取引行為をした場合において、相手方がこれを知り、もしくは、通常の注意をもってすれば知ることができるときは、法人は、当該取引行為上の義務を負担しないもの」といふべきであり、また、当該取引行為が不法行為となる場合においても、被害者である相手方が代表者の権限濫用行為であることを知り、もしくは、これを知らなかったことにつき重大な過失があるときは、当該取引行為に基因する損害の賠償責任をも負わないものと解すべきである。」として、Xには、Y₂の権限濫用行為であることを知らざるにつき重大な過失があったものと認定し、Xの請求を棄却。

二 Y₂の損害賠償責任については、Y₂は、Xを誤信させて本件消費貸借契約を締結させたのだから、それは、不法行為に該当するとして、Xの請求を認容。

三 Y₃はか一〇名の取締役および監査役の責任につき、Xは、本件消費貸借契約締結について、Y₂の権限濫用があることを知らなかったことにつき重大な過失があったので、「Y₂の業務執行に対する監視義務違反のあったことを前提とする」Xの請求は、理由がない、として棄却。

〔研究〕判旨に賛成する。

一 判旨一について。団体の代表者の越権行為について、その責任を追及する場合、従来、法人の不法行為として民法四四一条によって処理するか、あるいは、代表行為として民法一一〇条の表見代理の法理によって処理するかの二つの方法が考えられていた。後者のように表見責任法理により責任を追及する場合は、取引の相手方に善意・無過失を要件とする正当理由の存在を要求し、それが存在しない場合、つまり、相手方が代表者の権限濫用の事実を知り、または、知らないことにつき過失がある場合は、法人は責任を負うことはない。本訴では、請求原因から判断する限り、前者を選んだようであるが、本判決は、前者の場合においても同様（但し、重過失を要する）に解すべきであるとした（前注七五号、前注参照）。

問題となるのは、「理事其他ノ代理人」（民四四）の行為が、取引行為（法律行為）である場合における表見責任法理との競合問題である。

そこでまず、民法四四一条と同一一〇条の関係をみ、つぎに、本判決のように民法四四一条に相手方の知情の点を加えることの可否を検討する。

二 団体の代表者の越権行為についての民法四四一条と同一一〇条の関係について、学説は次の三つに大別しうる（学説の態様については、前田・三野以下参照）。

(1) 民法四四一条の適用を認め、民法一一〇条の適用を排除す

る説（宗官・民商三二）。この説によれば、決議のない場合には絶対無効と解されるので、民法一一〇条により有効化することは制約される、とする。

(2) 民法四四一条の適用を排除し、民法一一〇条の適用を認める説（柚木・判例民法総論上三三九頁以下、川島）。この説によれば、民法四四一条一項は、まさに代表機関の不法行為についての法人の責任を定めたもので、法律行為の相手方の保護の規定ではなく、また、被害者（相手方）の善意を要求していないので、民法五四一条（善意要求）や同一一〇条（正当理由による善意要求）に比べて相手方の保護が強大化しすぎる、とする。

(3) 民法四四一条・同一一〇条の適用を両者とも承認する説。この説は、つぎの二つに分かれる。

(A) 民法一一〇条の適用を原則とし、民法四四一条を補充的に見る説（林・法時三六卷一八六頁、我）。この説によれば、民法一一〇条の適用（従つて当該行為を有効とする）を原則とし、その要件が充たされないために当該行為を有効としない場合には、重ねて民法四四一条一項を主張できないが、何らかの理由で元来、民法一一〇条の適用が許されない場合（仮に、一一〇条の要件が調つても当該行為を有効とできない場合、例えば、株券の偽造発行等）に限って、民法四四一条一項を（類推）適用する、とする。

(B) 民法四四一条・同一一〇条の重疊的適用を認める説（谷口・民六号九〇頁、高梨・判）。この説は、民法四四一条は、純粹の不法行為責任だけを認めるものと解すべきではなく、広く法律行為・事実行為に基づく他人に加えた損害を賠償する責任であると解

し、表見代理の成立が否定される場合には、常に、法人の不法行為責任が問題となり、また、民法一一〇条を主張せずに不法行為の主張でいくこともよい、とする。

そこで、各説を検討するに、(1)説に対しては、民法四四条を認めることは、同一一〇条により行為を有効化して団体に責任を負わせるのと実質的に差異がなく(特に、金銭の消費貸借の場合)、また、判例(大判昭和十六年三月二八日、民集二〇卷一号三六四頁)が、民法一一〇条を認めたことになって絶対無効論は民法五四条排除の意味しかないと解される現在、この説は一步後退したといえる。(2)説は、原則論はともかくとして、実質的に妥当でないことは、株券偽造の場合に対処しえないことから説明できよう。そこで、結論的には、(3)の(A)説か、(B)説になるわけであるが、仮に、(A)説を補充説、(B)説を重畳説と名づけ(林・中務・判例不法行為法二三四頁(孕石))、両説の差異を検討してみたい。

まず、補充説が、民法一一〇条を原則とし、例外的に民法四四条の適用を認めようとするのに対し、重畳説は、民法一一〇条の適用を重畳的に主張できることを認める(但し、いずれか一方が認るべきなく)とするこの差異は、民法一一〇条と同四四条との実質的差異をどの程度重視するか、によって生じてくる(林・中務・前掲三三六頁)。両説の差異が明白となるのは、民法一一〇条の成立が否定された場合である。すなわち、補充説が、法人の代表者の不当な行為が法律行為である場合には、原則として当該行為を有効とする道をとるべく、民法一一〇条の要件が充たされない場合には、民法四四条も援用しえないものとなすべきである、とす

るのに対して、重畳説が、表見代理の成立が否定される場合には、常に法人の不法行為責任が問題となりうる。つまり、両説の差異は、法人(団体)と被害者(相手方)との利益較量の問題になり、より妥当な結論が導き出せるかという点にかかわってくる(林・中務・前掲三三六頁)。したがって、補充説に対しては、民法一一〇条が適用されない場合(当該取引行為は有効であり、一一〇条の適用は許されるのだが、相手方に過失があつて正当理由ありと認められない)、相手方は何等救済されず、いわゆる all or nothing の解決しか得られないのであつて、そのために具体的に妥当な結果を保証するものか疑問であるとの批判がなされている(林・中務・前掲一五四頁)。その点、重畳説によれば、表見代理の成立が、相手方に過失があり否定される場合にも、直ちに相手方の請求を排斥せずに法人の不法行為責任を認めた上で、その相手方の過失を、過失相殺というテクニックで賠償額を考慮し、当事者の利益較量をはかることができ、より妥当な解決がはかれるので、民法一一〇条の表見責任制度でのいわゆる all or nothing という一義的解決しか得られない不備を救うことができる(林・中務・前掲一五四頁)。

逆に、(イ)民法四四条では、損害額を限度とするが、同一一〇条では、本来の債務内容の履行を請求できる。(ロ)民法四四条の責任は、三年の短期消滅時効(四七条)にかかるとは、同一一〇条の責任は普通消滅時効期間が適用される、といった民法一一〇条の側の有利な点をあげて、当事者の主張によって重畳的適用を許していこうとする説もある(福地・民商六三三)。判例(最判昭和四四年一月二一日民集二三卷

〇九七頁)も、この立場と思われる。

つぎに、民法四四條の適用が認められる場合、法人の代表者の行為が果たして「職務ヲ行フニ付キ」なされた行為と云いうるかという点が問題になるが、これは単に代表者の権限濫用の場合に止まらず、「職務ヲ行フニ付キ」の解釈に関する問題にかかわってくる。

「職務ヲ行フニ付キ」とは、職務を行なうに際してと、行なうために、の中間にある觀念である、と解されている(我妻・新訂民法総則一六三頁)が、これは極めて漠然とした概念であり、具体的内容については相当な幅がある。しかし、ここで「職務ヲ行フニ付キ」は、民法七一五條の「事業ノ執行ニ付キ」とその解釈を同一にするものであるとされ(鳩山・改訂日本民法総論一七七、兩者の解釈としては、いわゆる外形理論または外形標準説といわれる見解が通説である(森島・注釈民法(四)二八三頁以下)。すなわち、行為の外形上、職務行為と認められるもの、および、これと相当な牽連関係を有する行為がそれにあたるとするものである(前田・前掲一六二頁)。したがって、行為者の主観を問わず、また、法人が利得したか否かも問わない。なお、この外形理論には次の二つの区別がなされており、すなわち、内部的拡大説(本来の職務の性質上、これに随伴するもの)と、外部的拡大説(行為の相手考慮に入れ)がそれぞれあり、後者が最近の学説・判例の立場である(前田・前掲一六三頁、最判昭和四二年一月二日民集二二卷九号二二七八頁)。行為者の意図が問題とされなくなったのは、外形理論が採用されたことから当然のことであるが、取引行為の場合、相手方において、その取引が法人のた

めではなく、機関個人または第三者のためにすることを知らなかったか、もしくは、重大な過失で知らない場合は、当該取引行為は「職務ヲ行フニ付キ」なされた行為ではなくなり、相手方はその取引行為に基づく損害を請求しえなくなるとした判例がある(最判昭和四二年一月二日、民集二二卷九号二二七八頁。なお、本件は七一五條に關してのものである)。

本判決は、民法七一五條と同様に、民法四四條の「職務ヲ行フニ付キ」に外形理論を採用したものと思われる。しかも、外形理論の外部的拡大説をとり、「相手方の信賴」の要素も考慮したことになる。

ところで、民法四四條は、相手方に善意を要求していないから、その保護が強大化し、法人の責任を不当に加重することになるとの批判があるが(前掲(三)、本判決のごとく相手方の信賴の要素を考慮すれば妥当な解決が得られることになるのではなからうか。

なお、ここでいう「相手方の信賴」とは、「職務としてなされた信賴」であり、それで十分なのであって、信じることに無過失が要求されると考えるべきではない(林・中務・前掲三三二頁)。また、「信賴」といっても、行為者が、その職務と全く無関係な分野でなした取引行為(不法行為)は、たとえ、職務行為の外觀を呈しているても、「職務ヲ行フニ付キ」(民法四四條)「事業ノ執行ニ付キ」(民法七一五條)なされた行為とは見るべきではなく、言わば、民法一一〇條の基本代理權に相当するものが必要と考えてよい(林・中務・前掲三三二頁)。但し、真正な代理權が必要という意味ではない。したがって、

代表機関の権限濫用行為の場合には、ここで要求される基本代理権相当のものとは、「代表者の地位」にあることをもって足りると解してよいのではなからうか(林^{中務・前}三三頁)。民法一一〇条という基本代理権が要求されるほど厳格に解しなくともよいと思うが、民法七一五条での外形理論について具体的基準を求めて学説が分かれているように、それ自体あまりにも概括的であり、必ずしも明確な基準とは言えないので、より具体的なメルクマールが示されることが望まれる。

本判決のように、民法四四四条において、相手方の知情の点を考慮することになれば、民法四四四条と同一〇条の關係は接近し、また、その關係をめぐって対立していた学説も一応、重疊説に落ち着くことになるものと思われる。

判旨は、本件につき、Xに悪意又は重過失があったと認定しているが、以下に述べる理由により妥当と解される。

まず、Xは、本件消費貸借契約による約束手形振出において、ことさら、訴外Aに担保責任を負わせるような形式をとり、Y₂の支払能力の点を考慮していることは、明らかにY₂を個人として見ていたものである。次に、Y₂が説明したY₁会社が、砂糖・小麦粉の購入代金以外は手形を振出さない旨の理由も極めて不自然であるにもかかわらずそれを疑ってはいない。さらに、Y₁会社が取引のないXに数度の、それも極めて高利な借金を申込むことについても、Xは、訴外B会社の代表取締役の立場にあり、その上、金融を手がけていたこと等を考えれ

ば、Y₂の説明を当然に疑ってよかつたはずである。

三 判旨二について。商法二六六条ノ三による責任であるが、監査役については昭和四九年の商法の一部改正により、取締役と同様の業務監査権を加えられたが、本件はまだ改正前での判断ではあるが、監査役に任務懈怠を理由として責任を追及したきわめてまれなケースであり、また、本条に第三者の知情の点を加味した初めての判例である。

商法二六六条ノ三により、取締役が第三者に対し責任を負うのは、「職務ヲ行フニ付キ悪意又ハ重大ナル過失アリタルトキ」であり、行為者以外の取締役は、商法二六六条の違法行為が取締役会決議に基づいてなされた場合、当該決議に賛成しているときには、その取締役は、直接違法行為に関与していなくとも違法行為をなしたものとみなされる(商二六六条ノ三、II)。

本件の場合、Y₂は、取締役会の決議によらないで、本件消費貸借契約を締結している。この場合において、Y₃は、代表権をもつ取締役であることから、監視義務違反による責任を問われることになるが、Y₃以外の八名の取締役は、原則として、取締役会に参与する権限しか有せず、この原則論と商法二六六条ノ三第二項の反対解釈とを結びつけ、かかる取締役は、取締役会決議によらない違法行為につき、商法二六六条ノ三の責任を負わない、とする下級審判決(東京地判昭和三年五月二三)があり、これを支持する学説もある(龍田・注釈会社法^{四九二頁参照})。これに対しては、代表取締役とそれ以外の取締役との間には、注意義務の程度に差異が

あるだけで、監視義務の対象自体は、取締役会に現われた事実
に限定すべきでない(龍田・前掲四)、との批判がある。

しかし、いずれにせよ、本判決のごとく解して、相手方にお
いて、代表取締役がその権限を濫用して自己のために取引行為
をしていることを知り、もしくは、重大な過失によって知らな
いであれ当該取引をしたときは、他の取締役に、当該取引につき共
謀などの特段の事情がない限り、監視義務違反による責任を問
うことができないとするときは、取締役が代表権を有している
か否かは、直接問題にならなくなる。従来、第三者(相手方)
の側にも損害を蒙るにつき過失があった場合には、民法の過失
相殺の規定(民七二)を適用ないし準用して、賠償額を減額するこ
とが、一般に可能だと解されていたにとどまる(龍田・前掲四九二頁、
佐藤・取締役責任論二五七頁参照)。

商法二六六条ノ三を本判決のように解することは、判旨一に
おいて民法四四條に外形理論を採用し、「相手方の信頼」の要
素を考慮したのと同様の法律構成をなしたものであろう。すな
わち、商法二六六条ノ三においても、第三者(相手方)の信頼
が保護するに値しないときは、当該行為をなした取締役の行為
は、「職務ヲ行フニ付キ」(商二六六条ノ三)なされた行為ではなくなり、
それが業務執行でなくなる関係上、他の当該行為を担当しない
取締役は、監視義務違反が生じないとするのであろうか。この
点、判旨の文言では不明である。

なお、本件において、消費貸借契約に契約者名が明確にされ

ていなかった為に問題となったのであるが、手形振出がY₁会社
のためになされたとしても、本来、手形行為は無因性である以
上、それによって、直ちに本件契約もY₁会社がなしたとの推定
はなしえない。また、Xは、Y₂に責任を追及すれば足りたので
あるが、Y₂がY₁会社の代表者の地位にあつたことから、法人の
不法行為として敢て、Y₁会社を相手としたものと思われる。こ
れはやはり、支払能力の点を考慮したためであろう。
してみれば、本件では、民法四四條、商法二六六条ノ三は直
接関係はなかったとも言えよう。

(国友順市)